

アイスランドの年金制度

－ 強制加入の職域年金は目標建て（Defined Ambition）制度 －

杉田 健

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構・特任研究員

【 記 事 情 報 】

掲載誌：年金研究 No.24 pp. 30-60 ISSN 2189-969X

オンライン掲載日：2024年9月10日

掲載ホームページ：<https://www.nensoken.or.jp/publication/nenkinkenkyu/>

論文受理日：2024年3月25日 論文採択日：2024年6月6日

DOI：https://doi.org/10.20739/nenkinkenkyu.24.0_30

要旨

アイスランドの年金制度は、社会保障年金、職域年金、個人の年金貯蓄という3つの柱からなる。

第1の柱の社会保障年金は強制加入であり、税財源により基礎的な年金を支給し所得制限がある。

第2の柱の職域年金は、被用者のみならず自営業者の強制加入の制度で、年金基金が運営を担っており、所得代替率72%を目標とするが保証はしていないのでIMFは目標建て(Defined Ambition, DA)制度と位置付けている。アクチュアリーによる財政検証が毎年あり、資産と負債の差が10%以上乖離した場合または5年間継続して5%乖離している場合、給付を増減するなどの規約を変更する必要がある。例えば2022年は資産と負債の差が10%以上乖離して、複数の年金基金で給付減額を実施することとなった。

第3の柱の任意加入の個人の年金貯蓄は、老後のための税制優遇のある個人勘定を有する確定拠出(DC)制度で、資産運用の選択肢が個人にある。

三つの柱を合わせると、全期間平均給与に対する所得代替率は99%に達しており、また資産規模もGDPの1.7倍にのぼっている。

1 はじめに

1.1 本研究の目的と構成

本稿は目標建て制度を実践しているアイスランドの年金制度について、IMF(2023)等の先行文献を参考としつつ、アイスランド政府やアイスランド年金基金協会 (Landssamtök lífeyrissjóða) のウェブサイトならびに各年金基金の規約等の一次資料をもとに制度を分析するものである。本節(「1 はじめに」)ではアイスランドの国情と年金制度の概要を述べ、第2節で年金制度の沿革、第3節で制度体系、第4節で給付算定方式とスライド方式、第5節で負担と財源、第6節で財政方式と積立金の管理運用、第7節で制度の企画・運営体制、第8節で最近の論議や検討の動向・課題、第9節でまとめと所感を述べる。

1.2 アイスランドの国情

外務省のウェブサイトによれば、アイスランドは北大西洋に位置する島国で、面積は10.3万平方キロメートルで北海道よりやや大きい。人口はアイスランド統計局によれば、2023年1月現在で38万7,758人である。言語はアイスランド語であるが、学校ではアイスランド語の他に、英語と旧宗主国のデンマーク語を教えている。通貨単位はアイスランド・クローナ(以下「クローナ」と略)であり、1円は2024年3月15日時点で0.9202クローナである¹。一人当たりGDPは78,837米ドルで世界8位であり、34位の日本の33,950米ドルの2倍以上ある²。世界銀行のデータによると、合計特殊出生率は2021年で1.8(日本は1.3)、15歳から64歳までの女性の労働参加率は2022年で82%(日本は74%)である。アイスランドのインフレ率は以下のとおりであり、年金制度も恒常的なインフレを前提に設計・評価されている。

¹ アイスランド中央銀行の数値。

<https://www.sedlabanki.is/hagtolur/opinber-gengisskraning/> (2024.03.16)

² IMFのデータ (<https://www.imf.org/external/datamapper/NGDPDPC@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOWORLD> (2024.02.25)) から筆者算出。

表1 アイスランドのインフレ率の推移 (%)

2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
5.14	6.41	5.20	2.06	3.16	3.99	6.69	5.05
2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
12.69	12.00	5.40	4.00	5.19	3.87	2.04	1.63
2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
1.70	1.76	2.68	3.01	2.85	4.44	8.31	

出所：世界銀行 <https://data.worldbank.org/indicator/FP.CPI.TOTL.ZG%20?locations=IS>
(2024.03.10)

1.3 政治史³

アイスランドの歴史は、870～930年頃ヴァイキングがアイスランドに植民したことから始まる。930年には議会に相当するアルシングが設立された。その後1262年にノルウェーの統治下に入り、1397年にはデンマークの統治下に入り、1918年にはデンマーク王を君主として独立し、デンマークとの同君連合となった。

その後、デンマークがナチス・ドイツに占領される状況下、英軍に占領され、1944年アイスランド共和国が成立した。1949年にはNATO加盟し、ユーロやEUには加わっていないが1994年に欧州経済領域（EEA）協定が発効し、ユーロ圏との経済的結びつきが強化された。

1.4 年金制度の特色

アイスランドの年金制度は、社会保障年金、職域年金、個人の年金貯蓄という3つの柱からなる。第1の柱の社会保障年金はアイスランドに3年以上居住した者が加入する公的制度であり、税財源により年金を支給し所得制限がある。年金関連の給付は社会保障法（2007年法律100号）および社会扶助法（2007年法律99号）に規定されている。

第2の柱の職域年金は16歳から70歳までのすべての被用者および自営業者の強制加入の制度で、根拠法は「強制加入年金保険および年金基金の運営に関する法律」（1997年法律129号、以下「基金法」と略す）である。職域年金の運営を担っているのは20の年金基金で、そのうち3基金は新規加入ができないとい

³ 外務省のウェブサイトによる。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iceland/data.html> (2024.02.28)

う意味で閉鎖された基金であり確定給付型 (Defined Benefit, DB) 制度であり、また別の 3 基金は閉鎖された DB 制度を管理している (後述の表 5 参照)。新規加入を受け入れている制度は、給付目標が定まっているが必ずしも保証していないという意味で、IMF は目標建て(Defined Ambition, DA)制度と位置付けている ((IMF(2023))⁴。

第 3 の柱の任意の個人の年金貯蓄は、老後のための税制優遇のある個人勘定を有する確定拠出 (DC) 制度である。

2 沿革⁵

2.1 社会保障年金の創設

アイスランドは 1944 年の独立後まもなく社会保障制度の確立が審議され 1946 年 4 月 26 日に社会保障法が成立し、給与の 2 割に相当する老齢年金が所得制限付きで支給されることになった (Birgisson(2022))。しかし、1969 年、年金受給者への社会保障支払いは月額 36 クローナだったのに対し、フルタイム労働者の平均月額は 214 クローナであり、年金だけで生活は不可能だった⁶。

2.2 各業態で職域年金が成立

このように社会保障年金が低水準だったために職域年金制度が、各業態で年金額を積増すために設立され、1997 年に全体の枠組み方が整備された。職域年金を運営する年金基金の基礎は 1969 年春の労使合意の結果であり、賃上げの代わりに全員加入の職域年金制度が 1970 年初頭から成立した。1969 年の妥結案の一部には、新制度で十分な給付を受ける権利を蓄積するには高齢になりすぎた労働組合員 (1914 年以前生まれ) に年金の即時増額を保証する特別措置が規定されていた。これは失業保険基金と政府によって資金提供された。これらの措置により、1970 年に退職する人の年金は社会保障からの老齢年金の水準のほぼ

⁴ Defined Ambition(DA)の説明として英国政府は、既存の確定給付 (DB) および確定拠出 (DC) 年金を補完するために導入したいと考えている新しいカテゴリーの年金であり、DC よりも個人に高い確実性を提供し、DB よりも雇用主にコストの変動を抑えることを目的としていると、述べている。

(<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7eb9b2e5274a2e87db180f/rr866-defined-ambition-consumer-perspectives-summary.pdf> (2024.03.01))

⁵ この「2 沿革」に記載の内容は、特に断らない限り (Gudmundsson (2001), p. 48) による。

⁶ <https://www.asi.is/media/3157/lifeyrissjodirsagan.pdf> (2024.03.01)

2 倍になったと推定されている。

2.3 職域年金の加入義務化

その後、1974年に給与所得者に職域年金基金への加入が義務付けられ、1980年にはこの義務が自営業者にも拡大された。拠出基準給与は、1986年までは基本給のみだったが、1987年から時間外労働、出来高払い、ボーナスを含むすべての収入を含むことになった。公務員、船員、農民、看護師の年金基金など、特定の年金基金は別々の法律に従って運営されていたが、年金基金全体に関する枠組み法案の策定作業が1976年に開始された。しかし、なかなか合意に至らなかったが、その一つの理由が公務員年金を政府が保証していたことであった。1997年により合意に達したが、その内容は、公務員年金も民間の年金基金と同様に年金権利を積み増す積立年金制度に段階的に移行することであり、公務員年金への政府保証は維持されるというものであった。1991年に年金基金の年次会計および監査に関する法律が採択され、アイスランド中央銀行の銀行検査局に年金基金に対する一定の監督的役割が与えられた。銀行検査局によって個々の年金基金の情報が公開されるようになり、個々のファンドには、妥当な収益を得るというプレッシャーがより強くなった。持続不可能な財政状態にあるファンドは特別な監視下に置かれ、閉鎖や他のファンドとの合併に向かった。年金基金の数は、1980年代前に100に達していたが、現在では20基金になっている。職域年金の拠出金率は被用者が4%であるが、事業主拠出金は2023年に8%から11.5%に引き上げられた (IMF(2023), p. 9)。

2.4 個人の年金貯蓄

個人の任意の年金貯蓄であるが、年金基金法では年金基金において規定の拠出金以上の積み増しを任意貯蓄として行うことが規定され1999年から施行された (Birgisson(2022))。2000年に労働協約が成立して、被用者が給与の2%を拠出した場合に雇用主が2%追加拠出する義務が規定された。これに伴い、この任意の年金貯蓄に関しても他の年金拠出金と同様に政府は拠出段階での課税を行わず、年金支給時に課税することとなった⁷。その後、被用者の拠出率は給与の4%に引き上げられた⁸。

⁷ <https://www.asi.is/media/3157/lifeyrissjodirsagan.pdf> (2024.02.29)

⁸ <https://www.lifeyrismal.is/is/frettir/category/952/20-ara-afmaeli-vidbotarlifeyrissparnadar> (2024.02.29)

3 制度体系

3.1 社会保障制度⁹

3.1.1 給付の一覧

社会保障制度の老齢・障害・遺族にかかる給付の概要は以下のとおりである。

表2 アイスランドの社会保障制度の老齢・障害・遺族給付一覧

	基本的な給付	付加給付								
		年齢加算金	収入保険	付加年金	住宅手当	休暇・12月手当	児童年金	配偶者および介護者の手当	車両費	車運転手当
老齢給付	老齢年金			○	○	○	○	○	○	○
障害給付	障害年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害手当						○	○	○	○
	リハビリテーション年金		○	○	○	○	○	○	○	○
遺族給付	配偶者の死別手当				○		○			
	児童年金									

出所：アイスランド政府ウェブサイト (<http://www.island.is>) および ISSA (2018) (2024.05.11)

上記の表で、児童年金は遺族給付の一つである他、他の給付の付加給付にもなることが示されている。以下、3.1.2～3.1.7 で基本的な給付を、3.1.8～3.1.15 で付加給付を概説し¹⁰、3.1.16 で計算例を述べる。給付額は、すべて2024年3月現在の数値である。

⁹ この「3.1 社会保障制度」に記載の内容は、特に断らない限りアイスランド政府ウェブサイト (<http://www.island.is>) および ISSA (2018) による (2024.05.11)

¹⁰ 所得制限は概略を述べるにとどめるが、詳細が必要な場合は、アイスランド社会保険庁の「2024年の老齢年金および関連給付表」 (https://assets.ctfassets.net/8k0h54kbe6bj/5bz6v8eYmm21JSWpSga5KC/7a00c7ab061a09f5d5e4d129cca3027f/Ellil_feyrir_-_treikningur_l_feyris_og_tengdra_grei_slua_2024__2_.pdf) (2024.05.14)) および「2024年の障害およびリハビリテーション年金の額」 (https://assets.ctfassets.net/8k0h54kbe6bj/1SONS1CYqtJGFMNX9Tl2w7/dfb1013ce119e392597f9ea1a6b310db/_rorku-_og_endurh_fingar_l_feyrir_-_treikningur_l_feyris_og_tengdra_grei_slua_2024__2_.pdf) (2024.05.14)) を参照されたい。

3.1.2 老齡年金 (ellilífeyrir)

(1) 67 歳支給開始

67 歳に達し、アイスランドで社会保障に 16 歳から 67 歳までの少なくとも 3 年間加入している人は、老齡年金を受給する権利がある。16 歳から 67 歳までに少なくとも 40 年アイスランドに居住することで満額の年金が取得される。それより短い期間の場合、老齡年金の権利は居住期間に比例して計算される (社会保障法 16 条)。年金額は月額 333,194 クローナ (年額 3,998,328 クローナ) である¹¹。

(2) 漁師は 60 歳支給開始

漁師の支給要件はもっと緩く、25 年以上漁業に従事した者は 60 歳から上記老齡年金と同額の年金を受給する権利がある。この「25 年以上」とは、漁師がアイスランドの船舶またはアイスランド当事者によって建造された船舶に船員として法的に登録され、25 年間で平均 180 日以上在籍しているという事実に基づくものである。漁師が合法的に登録されていない船で部分的または全体的に 25 年以上漁業に従事していた場合、その人の主な職業が漁業であると証明された場合に限り、60 歳から老齡年金を受給することができる (社会保障法 17 条)。

(3) 繰下げ、繰上げ

老齡年金額の恒久的な増額と引換えに支給開始を 80 歳まで繰下げることができる。また、恒久的な減額と引き換えに支給開始を 65 歳まで繰上げることができる。減額率の具体的な数値の記載は法律にはないが、2016 年の議会に提出された法案の説明資料では、増額率も減額率も月 0.5% となっている¹²。

(4) 所得制限

所得制限免除額は、給与所得を含むすべての所得 (年金基金からの収入、資本収入などを含む) について月額 25,000 クローナ (年額 300,000 クローナ)、給与所得について月額 200,000 クローナ (年額 2,400,000 クローナ) でありこれを超える額の 45% が減額される¹³。配偶者の所得は老齡年金の額の計算に原則影響

¹¹ <https://www.tr.is/reiknival/> (2024.03.01)

¹² 2015 - 2016 年の議会への社会保障法改正資料。

<https://www.althingi.is/alttext/145/s/1624.html> (2024.02.29)

¹³ 例えば給与所得のみ月額 300,000 クローナあれば、300,000 クローナから 25,000 クローナと 200,000 クローナを控除した 75,000 クローナの 45% の 33,750 クローナが年金月額から控除

しないが、配偶者に資産からの所得がある場合は資産の半分が本人のものともみなされるので影響する（社会保障法 22 条）。

(5) 半額老齢年金

働く量を減らして勤務を続けたい場合は、半額老齢年金を申請できる。ただし、すでに満額の老齢年金を受給している場合は、半額老齢年金の申請はできない。半額老齢年金申請の前提として通常の雇用の 50 パーセント以下の就業であることについて雇用主の確認を得ていることが必要である。この 50% というのは、暦年の平均であり、1 年間の平均が 50 パーセントを超えない限り、ある月は 50 パーセントを超えて働き、他の月はそれより少なく働いても許容される¹⁴。半額老齢年金の所得制限免除額は、すべての所得について月額 325,000 クローナ（年額 3,900,000 クローナ）、給与所得について月額 200,000 クローナ（年額 2,400,000 クローナ）でありこれを超える額の 45% が減額される（社会保障法 22 条）¹⁵。

3.1.3 障害年金（örorkulífeyrir）¹⁶

社会保険庁の定めた障害評価基準に基づき、少なくとも 75% の障害があると医師に評価された者は、障害年金を受給する権利を取得する。障害年金の申請者は、社会保障制度に一定期間加入していることが必要である（社会保障法 24 条）。年金額は、月額 63,020 クローナ（年額 756,240 クローナ）であり、その他年齢加算金、収入保険等の付加給付が加算される。障害年金の受給者は障害者手帳を受け取り、さまざまな割引が受けられる。所得制限免除額は全ての所得について月額 214,602 クローナ（年額 2,575,220 クローナ）で、これを超える額の 9% が減額される。

される。

資本収入のみ月額 100,000 クローナあれば、これから 25,000 クローナを控除した 75,000 クローナの 45% の 33,750 クローナが年金月額から控除される。

給与所得が月 300,000 クローナで資本収入が月 100,000 クローナであれば、合算した 400,000 クローナから 25,000 クローナと 200,000 クローナを控除した 175,000 クローナの 45% の 78,750 クローナが年金月額から控除される。

¹⁴ <https://island.is/en/application-for-half-retirement-pension> (2024.03.01)

¹⁵ <https://island.is/en/application-for-half-retirement-pension/amounts> (2024.03.02) も参考にした。

¹⁶ <https://www.tr.is/ororka> (2024.03.01)

3.1.4 障害手当 (örorkustyrkur) ¹⁷

50～74%の障害があると評価された者は、障害手当を受給する権利を取得する。障害者手当の金額は 18 歳から 61 歳までは月額 46,588 クローナ (年額 559,056 クローナ)、62 歳から 66 歳までは月額 63,020 クローナ (年額 756,240 クローナ) である。障害者手帳は発行されない。18 歳未満の扶養している子供がいる者は子供 1 人当たりの児童年金額の 75%を受給する。所得制限を超えた場合、再評価申請が遅すぎる場合、または 67 歳到達時には支給終了となる。67 歳からは老齢年金を受給する権利が発生するが、受給のためには別途老齢年金の申請が必要である。所得制限は障害年金と同一で、所得制限免除額は全ての所得について月額 214,602 クローナ (年額 2,575,220 クローナ) で、これを超える額の 9%が減額される。

3.1.5 リハビリテーション年金 (endurhæfingarlífeyrir) ¹⁸

リハビリテーション年金は、事故や病気により働くことができなくなってリハビリテーション中の個人の収入を補填するものである (社会扶助法 7 条)。申請のためには、18 歳以上 67 歳未満の者で、12 か月連続でアイスランドに合法的に居住しており、専門家の指導の下で積極的に職業リハビリテーションを受けていることが必要である。年金額は、月額 63,020 クローナ (年額 756,240 クローナ) であり、その他収入保険等の付加給付が加算される。所得制限免除額は全ての所得について月額 214,602 クローナ (年額 2,575,220 クローナ) で、これを超える額の 9%が減額される。

3.1.6 配偶者の死別手当 (dánarbætur) ¹⁹

配偶者が死亡した場合、生存配偶者は配偶者死別手当を受給する権利を得ることができる。生存配偶者は、原則として故人と 1 年以上結婚しているまたは登録されたパートナーシップを結んでおり、67 歳未満である必要がある。例外として、登録されたパートナーシップの期間が 1 年未満であっても、一緒に子供がいた場合は配偶者死別手当を受給する権利がある。また、女性が妊娠していて夫が死亡した場合にも、同じ権利が発生する。配偶者死別手当は月額 68,736 クローナが 6 か月間支給される。申請によって配偶者死別手当の延長が可能で、この

¹⁷ <https://island.is/oerorkustyrkur>(2024.05.12)

¹⁸ <https://island.is/umsokn-um-endurhaefingarlifeyri> (2024.03.04)

¹⁹ <https://island.is/danarbaetur>, <https://island.is/danarbaetur/fjarhaedir> および <https://island.is/framlenging-danarbota> (いずれも 2024.05.12)

場合は月額 51,490 クローナが 12~36 か月支払われる。所得制限はない。申請者に 18 歳未満の扶養している子供がいる場合には児童年金も付加される。申請者が年金受給者で一人暮らしの場合、住宅手当も支給されることがある。

3.1.7 児童年金 (barnalífeyrir) ²⁰

社会保障法 40 条に定める児童年金は、遺族給付としてまたは老齢年金・障害年金・障害手当・リハビリテーション年金、もしくは配偶者死別手当の付加給付として、子どもが原則として 18 歳未満の場合に支給される。親または子供自身が少なくとも 3 年間アイスランドに居住していることが必要である。年金額は子供一人につき月額 46,147 クローナ (年額 553,764 クローナ) である。障害手当の付加給付の場合には満額ではなく 4 分の 3 の額が支給される。両親が亡くなっている場合や年金受給者である場合は、2 倍の児童年金が支給される。別収入があるために老齢年金の支給が打ち切られると、児童年金の支給も打ち切られる。子供が 18 歳未満という年齢要件の例外は、就学または職業訓練中の 18 歳から 20 歳までの若者の場合で、所得および資産が一定額以下等の条件を満たせば児童年金が支給される ²¹。

3.1.8 年齢加算金 (aldursviðbót)

年齢加算金は、障害年金受給者に対する加算額で、75%障害者であると評価されたときの年齢に基づいて障害年金額に対する以下の割合相当が加算される (社会保障法 29 条)。すなわち年齢加算金は初回査定時の年齢によって定まる。例えば障害年金月額が 63,020 クローナであり、75%障害者と評価された年齢が 45 歳であれば、以下の表から障害年金月額の 15%の月額 9,453 クローナが加算される。年齢加算金の趣旨としては、若年で障害を負った者は労働市場への参加が少なく、その結果として各種給付や資本収入が少ないことに配慮していると推察する ²²。所得制限は、初回査定時年齢が 18 歳から 24 歳の場合 (障害年金の

²⁰ <https://www.tr.is/65/onnur-rettindi/barnalífeyrir> (2024.03.03)

²¹ <https://island.is/barnalífeyrir-vegna-nams-eda-starfsthjalfunar> (2024.6.3)

²² 障害者制度改正案への論評でマリノ・G・ニャルソンは若年で障害を負った者は労働市場への参加の少なさから、年金基金からの受給権がないことを指摘 (<https://www.visir.is/g/20242560803d/nytt-ororkukerfi-verra-theirra-rettlaeti> (2024.05.13))、また社会保障法改正法案に関するアイスランドの全国発達支援協会の解説では、年齢加算金は、「年金や資本収入が微々たるものであることが多いグループに対応することを目的としている」と述べている。(<https://www.throskahjalp.is/is/samtokin/frettir/umsogn->

100%加算) は、障害年金の場合と同様である。

表3 年齢加算金

初回査定時の年齢	加算割合
18歳から24歳まで	100%
25歳	95%
26歳	90%
27歳	85%
28歳と29歳	75%
30歳と31歳	65%
32歳と33歳	55%
34歳と35歳	45%
36歳と37歳	35%
38歳と39歳	25%
40歳から45歳まで	15%
46歳から50歳まで	10%
51歳から55歳まで	7.5%
56歳から60歳まで	5%
61歳から66歳まで	2.5%

出所：社会保障法 29 条から転載。

3.1.9 収入保険 (tekjutrygging)

障害年金またはリハビリテーション年金を受給している者は、追加で収入保険が支給される (社会保障法 28 条)。金額は月額 201,807 クローナ (年額 2,421,684 クローナ) である²³。所得制限免除額は、給与所得が年額 2,400,000 クローナ、年金基金からの収入が年額 328,800 クローナ、資本収入 (利子、キャピタルゲイン、賃貸料など) が年額 98,640 クローナで、これを超える場合、年金の水準に応じて 13.35%または 38.35%が減額される。

landssamtakanna-throskahjalpar-um-frumvarp-til-laga-um-breytingu-a-logum-um-
almannatryggingar-aldursvidbot-138-mal(2024.5.13))

²³ <https://island.is/umsokn-og-endurmat/fjarhaedir-og-fritekjumoerk> (2024.05.12)

3.1.10 付加年金 (uppbót á lífeyrir) ²⁴

付加年金は、必要に応じて老齢年金、障害年金、リハビリテーション年金受給者の年金額に加算される。具体的には、以下の費用をカバーすることを目的としている。

- 薬代
- 介護費用、
- 補聴器の購入費用
- 家賃の家賃補助を超えた額
- 共同住宅に住む費用
- 酸素フィルター使用のための電気料金

付加年金を受給するには、所得が月額 313,523 クローナ (年額 3,762,271 クローナ) 未満である必要がある。付加年金額は定額ではなく、申請者の支出と総所得に基づいて年金額の 5%~140%の範囲で決定される。付加年金は毎月 1 日に他の年金と一緒に支給される。

3.1.11 住宅手当 ²⁵ (heimilisuppbót)

住宅手当はアイスランドで持ち家または賃貸住宅に一人暮らしの、老齢年金、障害年金、リハビリテーション年金、または配偶者死別手当の受給者に、年金額に加算して支給される。18 歳未満の子供、教育もしくは職業訓練を受けている 18 歳から 25 歳の若者と同居している場合、または結婚しているが配偶者は老人ホームに住んでいる場合にも支給される。炊事やトイレを他の人と共用する場合は一人暮らしとはみなされない。

老齢年金に付加する場合の金額は月額 84,197 クローナ (年額 1,010,364 クローナ) である。老齢年金の所得制限免除額は、すべての所得について月額 25,000 クローナ (年額 300,000 クローナ)、給与所得について月額 200,000 クローナ (年額 2,400,000 クローナ) でありこれを超える額の 11.9%が減額される。

半額老齢年金に付加する場合の金額は月額 42,099 クローナ (年額 505,188 クローナ) である。この場合、所得制限免除額は、すべての所得について月額 325,000 クローナ (年額 3,900,000 クローナ)、給与所得について月額 200,000 クローナ (年額 2,400,000 クローナ) でありこれを超える額の 11.9%が減額される。

障害年金またはリハビリテーション年金に付加する場合の金額は月額 68,213

²⁴ <https://island.is/uppbót-a-lífeyri> (2024.05.12)

²⁵ <https://www.tr.is/65/heimilisuppbót> (2024.03.03)

クローナ（年額 818,556 クローナ）である。所得制限免除額は収入保険と同一で、給与所得が年額 2,400,000 クローナ、年金基金からの収入が年額 328,800 クローナ、資本収入（利子、キャピタルゲイン、賃貸料など）が年額 98,640 クローナである。これを超える場合の減額率は収入保険とは異なり 12.96%である²⁶。

3.1.12 休暇・12月手当 (Orlofs- og desemberuppbót)

アイスランドでは、夏に休暇手当を、12月に12月手当を支給することを規定するのが労働協約の通例である²⁷。日本におけるボーナスに対応すると言える。これに準じて老齢年金・障害年金・リハビリテーション年金受給者に対しても、休暇・12月手当が支給される。金額は毎年、社会問題・労働市場省 (Félags- og vinnumarkaðsráðuneytinu) の省令で定められる。2024年は老齢年金受給者に対して125,640クローナの4割を7月1日に休暇手当として、6割を12月1日に12月手当として支給する。所得制限免除額は、すべての所得について年額300,000クローナ、給与所得について年額2,400,000クローナでありこれを超える額の2%が減額される。所得が月額548,500クローナ（年額6,582,000クローナ）に達すると支給されない。

付加されるのが半額老齢年金の場合は休暇・12月手当も半額となる。

付加されるのが障害年金およびリハビリテーション年金の場合は、収入保険および住宅手当の合計額の4割を7月1日に休暇手当として、6割を12月1日に12月手当として支給する²⁸。

3.1.13 配偶者および介護者手当 (Maka- og umönnunarbætur)²⁹

社会扶助法5条に定める配偶者および介護者手当は、パートナーまたは他の世帯員の介護のために、仕事を減らしたり、仕事をやめたり、または収入が減った人の収入の損失を補填することを目的としている。この手当は、老齢年金、障害年金、障害手当、またはリハビリテーション年金に付加され、満額は月額211,859クローナが支払われる。給与所得と配偶者および介護者手当は、合計で月額税引き前765,431クローナ未満でなければならない。

²⁶ 配偶者死別手当の付加給付としての住宅手当の金額及び所得制限については、アイスランド政府のウェブサイトには記載されていなかった。

²⁷ 労働協約に規定している例としては例えば、<https://www.bhm.is/vinnurettur/laun/orlofs-og-desemberuppbætur> (2024.05.14)

²⁸ <https://island.is/reglugerdir/nr/1414-2023> (2024.05.14)

²⁹ <https://island.is/en/spouse-and-carer-benefits> (2024.05.13)

3.1.14 車両費 (bifreiðakostnaður)

仕事、通学、定期的なリハビリテーションや医療サービスのために車が必要な運動障害のある人は、車を購入するために補助金やローンを申請できる³⁰。車購入時の補助金・ローンの金額は以下のとおりである³¹。

車の購入に対する補助金：500,000 クローナ～2,000,000 クローナ

特別装備車の購入に対する補助金:最大 7,400,000 クローナ

特別装備の電気自動車の購入に対する補助金:最大 8,140,000 クローナ

車を購入するためのローン: 180,000～340,000 クローナ

3.1.15 車運転手当 (uppbót til að reka bíl)

移動能力が低下した年金受給者には、車両の運行コストをカバーする手当金が支払われる場合がある。老齢年金、障害年金、障害手当金、またはリハビリテーション年金の受給者が申請できる。申請者の移動能力の低下は、医師の運動障害診断書に基づいて評価されなければならない。金額は月額 23,293 クローナで、運動障害評価が有効であり、年金受給者が車を所有している限り、手当は年金と一緒に支払われる。所得が月額 765,431 クローナ（年額 9,185,173 クローナ）を超えると支給は行われない。

3.1.16 年金額の計算例

以上述べたように多くの給付があるが、老齢給付および障害給付の計算例を以下に示す。

(1) 例 1 老齢給付の計算例

前提として、1952 年以降の誕生で障害はなく配偶者・子供がおらず、持ち家があり、海外にいたことはなく、67 歳支給開始として支給開始は 2018 年以降で、この年金以外の収入はないとする。アイスランド社会保険庁のウェブサイト
で計算すると、受給額は以下のとおりとなる：

³⁰ <https://island.is/en/vehicle-allowance-for-people-with-reduced-mobility-blind-people-and-pensioners> (2024.05.13)

³¹ <https://island.is/en/vehicle-allowance-for-people-with-reduced-mobility-blind-people-and-pensioners/amount> (2024.05.13)

表4 老齢給付の計算例（金額単位：クローナ）

	年額
老齢年金	3,998,328
住宅手当	1,010,364
休暇・12月手当	125,640
計（税引前年金額）	5,134,332
所得税	1,576,740
手取り（税引後年金額）	3,557,592

出所：社会保険庁の年金計算サイト（<https://www.tr.is/reiknivet/>,(2024.03.03)）で、筆者が前提を入力して算出

持ち家がないまたは配偶者がある場合には住宅手当はなく税引き前は4,123,968 クローナ、所得税は1,258,668 クローナ、手取りは2,865,300 クローナとなる。

(2) 例2 障害給付の計算例

前提として、1952年以降の誕生で、75%の障害と45歳時点で評価され、配偶者・子どもはおらず、持ち家があり、この年金以外の収入はないとする。計算すると給付額は以下のとおりとなる。

表5 障害給付の計算例（金額単位：クローナ）

	年額
障害年金	756,240
年齢加算金	113,436
収入保険	2,421,684
住宅手当	818,556
休暇・12月手当	135,010
付加年金	1,124,448
計（税引前年金額）	5,369,374
所得税	1,647,780
手取り（税引後年金額）	3,721,594

出所：社会保険庁の年金計算サイト（<https://www.tr.is/reiknivet/>（2024.03.03））で、筆者が前提を入力して算出

3.2 強制加入の職域年金制度

強制加入の職域年金制度は 20 の年金基金(lifeyrissjóður)が運営している。20 基金の概要は以下のとおりである。

表6 アイスランドの年金基金一覧とタイプ

タイプ：O：一般、SO:労働協約による強制加入および一般、ST: 職業限定、L:閉鎖基金、G:大学関係者

基金名 (原語)	概要	部門	タイプ
一般 (Almenni)年金基金	建築家、ガイド、医師、技術者、音楽家の5つの職業従事者が主な加入者		O
ビルタ (Birta)年金基金	特定の労働組合のメンバーが主な加入者		SO
ブルー (Brú)年金基金	地方自治体職員が主な加入者	A 区分	SO
		B 区分	L
		V 区分	O
FÍA 退職基金	アイスランド・プロパイロット協会の年金基金		ST
フェスタ (Festa) 年金基金	スズルネシャ、スズルランド、ヴェストゥルランドの地域の給与所得者及び自営業者が主な加入者		SO
自由 (Frjálsi) 年金基金	すべての人に開かれている		O
ギルディ (Gildi)年金基金	11社の従業員が主な加入者		SO
アイスランド (Íslenski) 年金基金	すべての人に開かれている		O
銀行員 (Bankamanna)年金基金	銀行員が対象	新制度	ST
		旧制度	L
農業者 (bænda)年金基金	農業に従事する被用者と自営業者が利用できるが、一般にも開放		O
ランガイインガ (Rangæinga)年金基金	4つの組織の所属員が主な加入者		SO

基金名 (原語)	概要	部門	タイプ
勤労者(Lífsvirk)終身年金基金	大学生と大学卒業生を対象とした年金基金		G
アークレイリ町 (Akureyrarbæjar) 職員年金基金	アークレイリ町の職員が対象だが、1999年以降新規加入者の受け入れを停止		L
ブナザールバンキ諸島 (Búnaðarbanka Íslands) 職員年金基金	ブナザールバンキ諸島職員が対象だが1998年以降新規加入者の受け入れを停止		L
レイキャビク市 (Reykjavíkurborgar) 職員年金基金	レイキャビク市職員が対象だが、1998年以降新規加入者の受け入れを停止		L
労働組合員 (verzlunarmanna) 年金基金	労働組合員対象だが、一般に開放		SO
ヴェストマン諸島 (Vestmannaeyjar) 年金基金	ヴェストマン諸島の組合が対象だが、一般にも開放		SO
国家公務員 (starfsmanna ríkisins) 年金基金 (LSR と略)	国家公務員向けの労働組合と連携した年金基金	A-部門	S
		B-部門	L
SL 年金基金	すべての人に開かれている		O
スタピ(Stapi)年金基金	アイスランドの北と東のすべての農村地域の給与所得者が対象だが、一般にも開放		SO

出所：アイスランド年金基金協会のウェブサイト (<https://www.lifeyrismal.is/is/lifeyrissjodir-og-avoxturn/allir-lifeyrissjodir> (2024.03.05)) を基に筆者加工。

年金基金には、強制加入の年金のみを扱う基金もあれば、それに加えて任意の貯蓄を行う基金もある。この3.2節では強制加入部分を扱う。強制加入部分の給付には老齢年金、障害年金、配偶者年金、児童年金がある。

年金基金の所得代替率の目標は給与の72%である。基金法4条には毎年発生する年金受給権の最低額を給与の1.8%と定めてある(1.8%×40年=72%)。しかしこれは目標であって、基金法39条により、資産運用などの要因で到達でき

ないこともありうる。

3.2.1 目標建て (DA)制度

(1) 老齢年金

年金基金は、基金加入者が65歳～70歳に達した時に、規約に基づき老齢年金の支給を開始しなくてはならない。老齢年金は終身年金であり、毎月均等額として支給されるが、消費者物価指数の変動に応じてスライドされる(基金法14条)。基金法に規定はないが年金基金規約を見ると、67歳より前に年金を支給開始すると減額され、67歳より後に支給開始すると増額され、社会保障制度の老齢年金同様、半額の年金の支給も可能である。

(2) 障害年金

年金基金の加入者は、障害の程度が50%以上で、障害により収入を喪失した場合に、障害年金を受ける権利を有する。ただし、過去4年間のうち少なくとも3年間、そのうちの過去12か月間に少なくとも6か月拠出金を年金基金に支払ったことを条件とする。障害がアルコールや薬物の過剰摂取に起因すると考えられるものであってはならない(基金法15条)なお、これは最低条件であり、これよりも緩い支給要件としている基金もある。例えば銀行員年金基金の規約には障害の程度が40%以上の場合、障害年金を支給すると定められている。

(3) 配偶者年金³²

配偶者年金は、基金加入者が死亡した場合に、残された配偶者に支払われる。減額されない配偶者年金は少なくとも2年間支払われる。生存配偶者に扶養している子供がいる場合、最年少の子供が18歳に達するまで、減額されない配偶者年金が支払われる(一部の年金基金ではさらに延長される)。基金加入者の死亡時に残された配偶者が障害を有し、かつ67歳未満である場合、その障害が続く間は減額されない配偶者年金を支払わなければならない。一部の年金基金では、配偶者の年金が全額または減額され、長期間、さらには生涯にわたって支払われる。ただし、配偶者が再婚または同居した場合は解除される。

(4) 児童年金

児童年金は、年金基金加入者が死亡前の過去36か月のうち少なくとも24か月拠出金を支払っていた場合、死亡時に老齢年金または障害年金を受給していた

³² <https://www.lifeyrismal.is/is/spurt-og-svarad/maka-og-barnalifeyrir> (2024.03.01)

場合、または障害年金の受給権を取得していた場合に死亡者の子供に支払われる。障害の程度が100%未満と評価された場合年金はそれに比例して減額される（基金法17条）。支給は子供が18歳に達するまでだが、一部の年金基金では、18歳を超えて支給する場合がある³³。

3.2.2 閉鎖されているDB制度

閉鎖されているDB制度は加入者からの拠出金を受け入れており、老齢年金、障害年金、配偶者年金、児童年金が生給される。基金毎に制度が若干異なっているが、おおむねDB制度の方がDA制度より寛大な給付になっている。一例として、国家公務員年金基金LSRのDA制度とDB制度の比較を示す。

表7 LSRの給付の概要（カッコ内の条数は基金規約のもの）

	A部門（新制度：DA制度）	B部門（閉鎖された旧制度：DB制度）
老 齢 年 金	<p>拠出金納付により年金基金の受給権を有する60歳から80歳までの加入者は、終身年金を受給する権利を有する（35条）。</p> <p>この権利は、拠出金に対応して年齢と生年に対応した権利表の数値に消費者物価指数を考慮して増額した額を累積した額である（34条）。</p> <p>67歳より繰下げた場合は増額され、繰上げた場合は減額され、60歳以降半分リタイアに対応した半額年金を受給可能（35条）。</p>	<p>B部門の加入者は、以下のように年金受給を開始できる（60条）。</p> <p>a. 65歳以降の翌月初めから。</p> <p>b. 64歳に達するまでに、平均余命と基金への拠出金払込期間の合計が95年以上あると見込まれる場合、60歳になった翌月初めから。</p> <p>65歳以降半分リタイアに対応した半額年金を受給可能（60条2項）。</p> <p>年金の額は固定給の一定割合であるが年金基金加入期間中、少なくとも10年間、高給の職に就いていた場合は、少なくとも10年間その職に就いた場合に限り、最も高給の仕事に基づいて決定される（58条1項）。</p> <p>年金受給権発生割合は、拠出期間中は2%の累積であり、拠出停止後65歳未満は年1%加算され、65歳後は年2%が加算されるが、上限は64%である（61条1項）。</p> <p>65歳で職を解かれる警察官は70歳</p>

³³ Ibid.

	A 部門（新制度：DA 制度）	B 部門（閉鎖された旧制度：DB 制度）
		まで働いたものとして年金額が計算される（62 条）。
障害年金	<p>67 歳未満で、40%以上と障害が認定された基金の会員は、少なくとも 2 年間年金基金に拠出金を支払っているならば、基金から障害年金を受給する権利がある（37 条）。</p> <p>障害年金額は、障害を負った年の前 3 年間の年金権を外挿して計算される（39 条 1 項）。</p>	<p>障害等級 10%以上で、3 年に渡りかつ過去 12 か月のうち少なくとも 6 か月にわたって基金に拠出金を支払った場合支給される（64 条）。</p> <p>障害年金額は、取得した年金権と社会保障制度からの障害年金に基づいて決められる（65 条）。</p>
配偶者年金	<p>過去 36 か月のうち少なくとも 24 か月、または過去 12 か月のうち 6 か月にわたって拠出金を支払った年金基金加入者が死亡した場合または、または基金から老齢年金か障害年金を受給している基金加入者が死亡した場合、生存配偶者は基金から年金を受給する権利がある（43 条）。</p> <p>配偶者の年金額は故人が年金受給者の場合は故人の年金額の半分、加入者の場合は基金加入者が 65 歳までに取得できると推定できる権利の額の半分（45 条）。</p>	<p>老齢年金または障害年金を受け取っていた者または基金に拠出金を支払っていた基金加入者が死亡した場合、生存配偶者は配偶者年金を受給する権利がある（69 条）。</p> <p>配偶者年金の年金額は死亡した基金加入者が取得した年金権の 2 分の 1（70 条）。</p>
児童年金	<p>過去 36 か月のうち少なくとも 24 か月、または過去 12 か月のうち 6 か月拠出金を支払い、死亡時に年金または障害年金の恩恵を受けている、または第 38.1 条に基づく外挿の権利を取得している基金会員の場合、そして彼が残した子供たちと養子は、22 歳まで基金から年金を受給する権利がある（47 条 1 項）。</p>	<p>基金加入者が遺した 18 歳未満の子または養子は、18 歳になるまで基金から年金が支給される。本人が死亡した時に基金から老齢年金や障害年金を受けていた場合に残された子や養子も同様（73 条 1 項）。</p> <p>生存している親または養親が子供の扶養を引き受けている場合、基金からの児童年金は社会保障制度からの児童年金の半額となる。それ以外の場合は</p>

	A 部門（新制度：DA 制度）	B 部門（閉鎖された旧制度：DB 制度）
	基金加入者の死亡による子供の年金全額は、子供 1 人当たり暦月ごとに 25,172 クローナ。第 43 条に従って見積もられた年間拠出金が少なくとも 229,813 クローナであれば、児童年金は全額支払われる。推定拠出金が低い場合、基金からの児童年金は比例して減額され、年間拠出金が 114,906 クローナより低い場合は打ち切られる(47 条 2 項)。	社会保障制度からの児童年金の 2 倍となる (73 条 2 項)。
スライド	消費者物価指数による (49 条 2 項)。	公務員の日常勤務に対する固定賃金の平均変化に応じて変更される (75 条)。

出所：LSR 年金基金規約。

3.3 第 3 の柱の任意の年金貯蓄

任意の年金貯蓄には様々な種類があるが (Baldvinsson (2017))、年金基金の実施状況を見ると代表的なものは「追加年金貯蓄」および「特定私有財産」である。

3.3.1 追加年金貯蓄 (Viðbótarlífeyrissparnaður)

追加年金貯蓄を提供しているのは 13 の年金基金、銀行 5 行、および外資系の会社 2 社で、外資系 2 社の提供する商品を除いて、個人口座を備えた DC (確定拠出) 制度で、保証機能はなく、相続が可能である (IMF(2023))。支給は一時金またはプログラムされた引出しである。払出は 60 歳到達時であるが (基金法 11 条)、最初に自宅を購入する場合には、リタイア前の引出しも可能である。

(IMF(2023), pp. 9, 10, 20)。現在では勤労者の 55%が口座を持っている他、2008 年のグローバル金融危機の時も活用されており、一定の限度内で追加年金貯蓄の前払いが認められこの救済策は 2016 年まで続いた³⁴。また 2020 年 3 月

³⁴ <https://www.lifeyrismal.is/is/frettir/category/952/20-ara-afmaeli-vidbotarlifeyrissparnadar> (2024.03.14)

21日に公表された政府の新型コロナウイルス危機への対応でも、資金の引出しが認められた³⁵。

3.3.2 特定私有財産 (Tilgreind séreign)

特定私有財産とは、年金基金の加入者が、第2の柱の義務的な拠出金15.5%の内枠から最大3.5%を特定個人勘定に充当できる制度である(基金法4条)。これにより特定個人勘定は個人の私有財産となり相続が可能となるが、代わりに第2の柱の給付が減少する。ただし減少しても、毎年の年金受給権の発生額は給与の1.4%を下回ってはいけない(基金法4条)。特定個人勘定は最初の住宅購入時の住宅ローンの支払いに使用できる。これは強制加入の職域年金の適用除外というよりも、事業主掛金の引上げ(8%⇒11.5%)に伴い、従来任意で12%より多く支払っていた追加年金貯蓄分が第2の柱に吸収されてしまうので、経過措置として設けられたと捉えられる³⁶。追加年金貯蓄と特定私有財産の比較は以下のとおりである。

表8 年金貯蓄比較

名称	追加年金貯蓄	特定私有財産
義務的拠出金	変わらない(15.5%)	変わる(15.5%から特定私有財産のための拠出金を控除)
拠出金払込率	被用者: 4%以下 雇用主: 2%以下	3.5%以下
支払いルール	60歳から受給できる	62歳から受給できる
住宅ローンへの活用	一定限度まで可能	一定限度まで可能
第2の柱の給付	影響なし	減額される
相続	可能	可能

出所：アイスランド年金基金協会およびLSR基金のウェブサイトから筆者作成。

³⁵ <https://www.government.is/diplomatic-missions/embassy-article/2020/03/21/Icelandic-Government-announces-1.6bn-USD-response-package-to-the-COVID-19-crisis/> (2024.03.14)

³⁶ <https://www.sl.is/sereignarsparnadur/sereign/tilgreind-sereign/> (2024.03.14)

4 給付算定方式、スライド方式

社会保障の老齢年金は、満額に達するには40年の拠出期間が必要で、それより少ない場合は1年あたり40分の1が少なくなる。社会保障給付のスライドは物価・賃金・経済状況を考慮して行われる(Ólaffsson(2017), p.11)³⁷。

第2の柱の職域年金は目標建て(DA)制度であり、所得代替率72%を目標にしている(IMF(2023))。資産運用結果によって拠出金の変動しない点では確定拠出(DC)であるが、個人勘定を持たず集合的に運用するので、集团的DCの一種ともいえる³⁸。基金規約を見ると、拠出金10,000クローナに対する年金権の発生額が年齢・誕生年別に金額で示されている。年齢が若い方が支給開始の67歳まで時間があるので利息効果のため発生額が多くなっている。この発生額に物価スライドを考慮した上で累計したものが支給開始時の年金額になる。閉鎖された公務員のDB制度には賃金スライドまたは物価スライドがある³⁹。

第3の柱にスライドはない。

5 負担、財源

第1の柱の社会保障は、税財源により賄われる(社会保障法160条)。

第2の柱のDA(目標建て)制度は拠出金と運用益により賄われる。拠出金率は拠出基準給与の15.5%以上となっている(基金法2条)。15.5%以上のうち11.5%以上が事業主、4%が被用者である⁴⁰。被用者拠出は所得控除される。拠出基準給与は、あらゆる種類の賃金または報酬が含まれるが、衣料品、食事、宿泊費などの現物で支払われる給付金や、車両手当、日当金、食費などの現金支出をカバーすることを目的とした支払いは含まれない(基金法3条)。基金法の施行規則19条によれば、負債評価は3.5%の実質利率で評価される。従って運用目標は消費者物価指数を3.5%上回ることが必要となる。DB制度は通常の拠出金の他に特別拠出金を支払っている基金がある。例えば、先に給付の例を挙げたLSR年金基金のB-部門には9.5%の追加拠出金が規定されている(LSR基金規約95条)。

³⁷ Ólaffsson (2017) によれば、スライドは、最低賃金上昇率または物価上昇率のいずれか高い方を参照することになったが、金融危機の影響が大きかった2010年には停止され、その後2011年から徐々に復活した。

³⁸ 欧州委員会の資料(EC(2023))ではDC制度と位置付けている。

³⁹ ほとんどのDB制度は賃金スライドだが、ブルー年金基金の管理しているレイキャネスベア年金基金のDB制度は1997年1月からは物価スライドになっている(ブルー年金基金規約 p.68)。

⁴⁰ <https://www.lifeyrismal.is/is/spurt-og-svarad/lifeyrissjodurinn-minn> (2024.03.01)

第3の柱の年金貯蓄は個人の貯蓄であり、個人による拠出基準給与の4%までの拠出金とその最初の2%に対する雇用主からの追加拠出2%の合計6%まで課税所得から控除できる（Ólafsson (2017), p. 5）。特定私有財産の拠出金は最大3.5%である（基金法4条）。

6 財政方式、積立金の管理運用

6.1 財政

第1の柱は税方式である。

第2の柱の職域年金は目標建て制度であり、目標はあるが給付は年金掛金とそれに基づく運用収益による積立金で賄われている。毎年、アクチュアリーによる財政検証があり、資産と負債の差が10%以上乖離した場合、または5年間継続して5%乖離したままの場合、規約を変更する必要がある（基金法39条）。この条項は2008年の金融危機以降緩和されたが、現在では緩和措置は解除されている（基金法附則VI条）。それでも2008年の金融危機の後で多くの基金が給付減額を余儀なくされた（FSA(2014), p. 28）。また2022年は資産と負債（物価スライドする）の差が10%以上乖離して、給付減額した基金もあれば（例えばビルタ年金基金、スタピ年金基金）、かろうじて免れた基金もあった（農業者年金基金）。スタピ年金基金の年次報告書のエルラ・ヨンスドフティル会長挨拶の中で、「過去1年間の収益は低かったにもかかわらず、スタピ年金基金の資産は未払いの負債をカバーするのに十分である。この事実は、未決定の負債を資産収益率に合わせて月次ベースで調整するという、ファンド独自の権利システムに起因すると考えられる。・・・基金の規約変更提案が現在、基金の年次総会に提出されている・・・ただし、この提案は、すでに年金の裁定を受けている人の年金には影響を与えない。」とされており⁴¹、基準抵触により規約変更して給付減額するが、既裁定者への影響はないとしている。

閉鎖されている旧制度はDB（確定給付型）である。

第3の柱はDC（確定拠出型）であり、資産運用に関して多くの基金は複数のファンドを用意している。例えば国家公務員年金基金（LSR）の場合は以下のファンドが用意されている。

⁴¹ <https://arsskyrsla.stapi.is/2022/avarp-stjornarformanns> (2024.03.08)

表9 LSRのファンド(2022年)

ファンド名(原語)	資産構成			外貨建資産 比率	リターン	
	債券	株式	預金		5年平均	10年平均
ルートI(Leið I)	37%	61%	2%	52%	4.0%	4.4%
ルートII(Leið II)	62%	35%	4%	27%	2.0%	3.2%
ルートIII(Leið III)	0%	0%	100%	0%	0.8%	1.5%

出所:アイスランド年金基金協会のウェブサイト (<https://www.lifeyrismal.is/is/lifeyrissjodir-og-avoxturn/avoxturn-sereignar#> (2024.03.14))

6.2 積立金の管理運用

6.2.1 運用規制

第2の柱の職域年金の資産運用には、以下の運用規制がある:

表10 アイスランドの年金基金の運用規制

資産	制限
社債(一部のカバードボンドを除く)とマネーマーケット商品、株式、投資ファンド、不動産、デリバティブへの合計	80%以下
非金融社債と金融市場商品、株式、投資ファンド、不動産、デリバティブへの合計	60%以下
非上場会社の資産	20%以下
欧州経済領域 ⁴² の多者間取引所で扱う資産 ⁴³	5%以下
個々の取引相手に対するエクスポージャー(国債などの特定商品を除く)	10%以下
商業銀行または貯蓄銀行への預金と金融商品を通じた総合エクス	25%以下

⁴² 欧州経済領域(European Economic Area、EEAと略)とは、EU(欧州連合)に(欧州自由貿易連合(EFTA、エフタ)加盟のノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを含めた共同市場で1994年に発足した(デジタル大辞泉による)。

⁴³ 欧州経済領域の多者間取引所(MTF)は、複数の当事者間での金融商品の交換する取引システムのこと。通常、トレーダーは電子的に注文を送信し、マッチングソフトウェアエンジンが買い手と売り手を結び付ける。MTFは通常、より珍しい取引商品や店頭(OTC)商品を提供する。米国における代替取引システム(ATS)に相当する。

(https://www.investopedia.com/terms/m/multilateral_trading_facility.asp (2024.02.14))

資産	制限
ポージャー	
個別企業（年金基金業務を行う企業を除く）の株式	20%以下
投資信託	25%以下
外貨建て資産	50%以下
住宅ローン	75%以下
住宅以外の不動産	50%以下

出所：IMF(2023) p. 25 および法 36 条～36 条の d より筆者作成。

なお、外貨建て資産の配分規制を段階的に緩和し、2036 年までに最大 65%とすることが決まっている（法 36 条の d）。

6.2.2 資産規模

2024 年 1 月末で年金基金の資産は 7 兆 3,996 億クローナであった⁴⁴。これは 2023 年末の GDP4 兆 2,800 億クローナの 1.7 倍である⁴⁵。全体の年金資産のうち強制部分（第 2 の柱）は 6 兆 5,919 億クローナ、任意部分（第 3 の柱）は 8,077 億クローナであり、年金資産は国内資産には 4 兆 6,153 億クローナ、海外資産には 2 兆 7,843 億クローナ運用されている⁴⁶。

6.2.3 運用状況⁴⁷

アイスランドの年金資産の運用は株式とインフレ連動資産が大半を占めている。2021 年末現在、投資ファンドは DA 制度の 38%、DB 制度の 34%を占めており、これらのファンドのほとんどは株式ファンドである。ファンドを通さない株式保有は、DA 制度の 19%、DB 制度の 18%である。インフレに連動した債券

⁴⁴ <https://www.sedlabanki.is/hagtolor/nanar/2024/03/05/Lifeyrissjodir/?stdID=11>
(2024.03.18)

⁴⁵ GDP 値はアイスランド中央銀行 (<https://www.cb.is/publications/news/news-all-years>
(2024.03.18)) の 2024 年 3 月 5 日のニュースの数値から算出。

⁴⁶ アイスランド中央銀行
<https://www.sedlabanki.is/hagtolor/nanar/2024/03/05/Lifeyrissjodir/?stdID=11>
(2024.03.15)

⁴⁷ IMF(2023) , p. 15-18 およびアイスランド中央銀行のウェブサイト
(<https://www.sedlabanki.is/hagtolor/nanar/2024/03/05/Lifeyrissjodir/?stdID=11>
(2024.03.15)) の数値による。

や融資は年金資産の 36%を占めている。国債への投資は DA 制度で 20%、DB 制度で 29%である。DA 制度、DB 制度共に社債投資は低格付けまたは無格付のものが多く、外貨建て資産の割合は、2017 年末時点の 27%から 2024 年 1 月の 38%に増加している。外貨建て投資のうちでは米ドル資産が最も多く、2021 年末現在で DA 制度の外貨建て資産の 81%を占め、ユーロは 15%である。歴史的にインフレに伴ってクローナの対ドルの価値が減少傾向のため、為替ヘッジの利用は少ない。

7 制度の企画・運営体制

社会保障は社会保険庁 (Tryggingastofnun) が管理する (社会保障法 9 条)。職域年金および年金貯蓄はアイスランド中央銀行の金融監督局 (Fjármálaeftirlitið) が監督する (基金法 44 条)。職域年金の拠出金の徴収は国税庁長官 (Ríkisskattstjóri) が監督する (基金法 6 条)。

8 最近の論議や検討の動向・課題

8.1 一部団体からの高評価

一部の団体の国際比較によれば、アイスランドの年金制度は常に上位に位置している。2023 年のマーサーCFA 協会グローバル年金指数ランキングでは 2023 年は 2 位 (1 位はオランダ)、2022 年は 1 位であった⁴⁸。ナティックスのグローバル退職指数ランキングでは、2023 年、2022 年ともに 3 位 (1 位はノルウェー、2 位はスイス) であった⁴⁹。

8.2 解消されつつある新旧制度格差

2014 年の金融監督局とアイスランド年金基金協会合同の調査によれば、全期間平均給与に対する所得代替率の中央値は以下のとおりである。

⁴⁸ 2023 年は <https://www.mercer.com/ja-jp/about/newsroom/global-pension-index/>, 2022 年は <https://www.mercer.com/ja-jp/insights/investments/market-outlook-and-trends/mercercfa-global-pension-index/> (2024.03.15)

⁴⁹ 2023 年は <https://www.im.natixis.com/intl/research/2023-global-retirement-index>, 2022 年は <https://www.im.natixis.com/intl/research/2022-global-retirement-index> (2024.03.15)

表 11 所得代替率

	旧制度 (DB)	新制度 (DA)
第 1 の柱	22%	31%
第 2 の柱	84%	59%
第 3 の柱	8%	9%
計	115%	99%

出所：FSA (2014) , p. 34。

旧制度の方が、所得代替率が高い原因は、第一に旧制度の方が公務員対象で歴史が古く積立期間が長い事、第二に積立目標が旧制度は 70%以上であるのに対して、新制度は調査時点では 56%であったことにある(旧基金法 4 条)。しかし、時間がたてば新制度の加入者の積立期間は長くなると考えられる上に、2023 年から新制度の積立目標を 72%に上方修正するとともに最低限の掛金率を 3.5%引上げたので、新旧制度の差は解消に浮かうと考えられる。なお表中で旧制度の方が第 1 の柱の所得代替率が低いのは、所得制限があるからである。

8.3 住宅金融基金債券早期償還問題

2023 年夏、アイスランドの年金基金を悩ませた最大の法的問題は、住宅金融基金 (ÍL-sjóður) の債券の早期償還問題であった。政府は住宅金融基金清算の一環として、債券を早期償還できるよう法改正する計画だった。元本とその日までに発生した利息は支払われるが、将来の利息は受給することができなくなり、社債の大口保有者である年金基金が被る市場価値の損失総額は、1,500 億クローナ (10 億 4000 万ユーロ) と推定された。この政府の清算処理法案に労働市場団体も非常に批判的であり、政府に対し新法案を放棄し、「受け入れられる」解決策を交渉するよう求めた。これと歩調を合わせて 20 の年金基金も、計画を放棄し、公正な根拠に基づいて社債保有者との交渉を開始するよう求める声明を発表した。年金基金は、和解日から当初の最終償還日までの利息を支払わないことは憲法の財産権条項に違反し、アイスランド国家が損害賠償責任を負うべきと主張しており、まだ決着がついていない⁵⁰。

8.4 火山噴火避難者の住宅ローン対応

2023 年 11 月に壊滅的な火山噴火により避難を余儀なくされたグリンダヴィ

⁵⁰ <https://www.ipe.com/top-1000-pension-funds/iceland-government-faces-pension-fund-ire-over-housing-bond-controversy/10068617.article> (2024.03.09)

ークの住民への年金基金からの住宅ローンの負担軽減対応が決定した。アイスランド南西部の人口 3,400 人の漁村、グリンダヴィークの住民の住宅ローンの利息と返済を 3 カ月間、銀行は取り消した。グリンダヴィークの住民グループは 12 月 4 日にギルディ年金基金の事務所を訪れ、銀行の措置に倣って年金資金からの住宅ローンの金利と返済額を引き下げるよう要求した⁵¹。年金セクターは、グリンダヴィークの住民から、住宅ローンの支払いと利払いを軽減する業界の取り組みが遅すぎるとの非難を受けていたが、2024 年 2 月にアイスランドの 12 の年金基金が、グリンダヴィークの個人向け住宅ローンに対する国庫の支援拡大に関する協定に署名し、その協定に基づいて財務省は、個人への住宅ローンの未払い利息と価格補償金を 6 カ月間にわたって支払うことを約束した⁵²。

8.5 2022 年はマイナス運用

1995 年から 2021 年までは、年金基金の実質利回りは平均 4.9%であり予定利率の実質 3.5%を上回っていたが (IMF(2023), p. 18)、ここ数年、アイスランドの年金基金は高金利による債券価格の下落と、高いインフレにより実質リターンの低下に悩んでいる。2022 年は株と債券が下落し、インフレ率が 9.6%だったため実質リターンの平均はマイナス 12%となった⁵³。2021 年末に GDP の 219% あった年金基金の資産は、2022 年末には 183.2%に減少した⁵⁴。運用の低迷を受けて、第 6 節で述べたように、複数の基金で給付減額を実施している。なお、2023 年のアイスランドの年金基金の平均名目リターンは 8.5%を記録し、同年のインフレ率が約 8%だったため、実質リターンは平均 0.5%となったが⁵⁵、予定利率 3.5%には及ばなかった。

⁵¹ <https://www.ipe.com/news/icelands-gildi-draws-ire-as-pensions-lobby-works-on-loan-relief-for-volcano-town/10070485.article> (2024.03.09)

⁵² <https://www.ipe.com/news/icelandic-pension-funds-agree-mortgage-support-for-grindavik/10071582.article> (2024.03.09)

⁵³ <https://www.ipe.com/news/icelandic-pension-fund-returns-slump-real-12-in-2022/10064833.article> (2024.03.09)

⁵⁴ <https://www.ipe.com/news/pension-assets-shrank-16-last-year-with-20-decline-for-netherlands-uk/10067461.article> (2024.03.09)

⁵⁵ アイスランド年金基金協会の数値。なお、過去 10 年間のアイスランド年金基金の平均実質収益率は約 4.1%、5 年間では約 3.8%であり、基金の義務に対する収益基準である 3.5%を上回っていると同協会は付け加えた <https://www.ipe.com/news/icelandic-pension-funds-agree-mortgage-support-for-grindavik/10071582.article> (2024.03.09)

9 まとめと所感

アイスランドの年金制度は、社会保障年金、職域年金、任意の年金貯蓄という3つの柱からなる。第1の柱の社会保障年金は強制加入であり、税財源により基礎的な年金を支給し所得制限がある。第2の柱の職域年金は、被用者のみならず自営業者の強制加入の制度で、年金基金が運営を担っており、所得代替率72%を目標とするが保証はしていないのでIMFは目標建て(Defined Ambition, DA)制度と位置付けている。毎年、アクチュアリーによる財政検証があり、資産と負債の差が10%以上乖離した場合または5年間継続して5%乖離している場合、給付を増減するなどの規約を変更する必要がある。2022年は資産と負債の差が10%以上乖離して、複数の年金基金で給付減額を実施することとなった。毎年発生する年金受給権を累積しているために、長期的に資産運用利回りがインフレ率を3.5%（予定利率）上回れば、累積された年金権が一時的なマーケットの変動に影響されずに目標を達成できる設計になっている。第3の柱の任意加入の個人の年金貯蓄は、老後のための税制優遇のある個人勘定を有する確定拠出(DC)制度で、資産運用の選択肢が個人にある

アイスランドの年金制度は、一部の団体からの評価が非常に高いが、第2の柱も第3の柱も資産運用リスクに常時さらされているので老後保障の不安定さは残る。また、アイスランドは事前積立の第2の柱が中心であるが、小国であるので事前積立をしても世界の資本市場が十分吸収できる大きさであることも念頭に置く必要がある。日本の公的年金の場合は部分的な積立しかしていないが、それでもGPIFの2023年12月末の資産残高は225兆円となっており、アイスランドの28倍である⁵⁶。万一事前積立に舵を切っても、世界の資本市場でマーケットインパクトを抑えて吸収しきれるか疑問である。なお、今後日本ではインフレが常態化する可能性があり、また被用者と雇用主のリスク分担への関心も高いので、インフレを意識した運用目標があり、DA制度を持つアイスランドの年金制度の動向は、日本の企業年金および公的年金にとって興味ある研究対象である。

⁵⁶ 2023年12月末でGPIF資産224.7025兆円（GPIFウェブサイト）、アイスランドの年金資産7.2869クローナ（アイスランド中央銀行ウェブサイト）、1クローナ=1.11円（3月21日）として計算：224.7025÷7.2869÷1.11=28.

参考文献

- Baldvinsson, G. (2017) "Breytt landslag í séreignarsparnaði"
<https://www.lifeyrismal.is/is/landssamtok-lifeyrissjoda/skyrslur-og-greinar/breytt-landslag-i-sereignarsparnadi> (2024.03.14)
- Birgisson, F (2022)"Saga tekjutengingar ellilífeyris almannatrygginga frá 1946"
kjarninn
<https://kjarninn.is/skodun/saga-tekjutengingar-ellilifeyris-almannatrygginga-fra-1946/> (2024.02.28)
- EC (European Commission) (2023)"Accrued-to-Date Pension Entitlements in Social Insurance: Fact Sheet Iceland "
https://ec.europa.eu/eurostat/documents/7158500/12335606/IS_T2900_factsheet.pdf/567d5347-b414-5047-2c1c-9a420e0e659b?t=1613387919387,
(2024.03.08)
- FSA(The Financial Supervisory Authority of Iceland)(2014) "Retirement savings adequacy - Measurement in Iceland", December.
<https://en.fme.is/media/news/Retirement-Savings-Adequacy---Iceland.pdf>
(2024.03.01)
- Gudmundsson, M. (2001). "The Icelandic pension system" *Central Bank of Iceland Monetary Bulletin*, 1, 42-59.
<https://www.sedlabanki.is/lisalib/getfile.aspx?itemid=ffa738e6-a66a-4fc3-a97b-7e7ac6fe67fb> (2024.03.01)
- IMF (2023) "Iceland Financial Sector Assessment Program Technical Note - Pension Fund Regulation and Supervision" *IMF country report* No. 23/282, July 21.
<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2023/07/26/Iceland-Financial-Sector-Assessment-Program-Technical-Note-on-Pension-Fund-Regulation-and-537046> (2024.03.01)
- ISSA(2018) "Country Profiles - Island" January.
<https://www.issa.int/node/195543?country=876>(2024.05.11)
- Ólafsson, S. (2017). "ESPN Thematic Report: Assessment of Pension Adequacy in Iceland" *European Commission*.
<https://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=19486&langId=en>
(2024.03.01)